

# 「八尾市生成AI導入運用業務」仕様書

令和8年1月9日

八尾市 政策企画部 デジタル戦略課

## 1 業務の名称

八尾市生成AI導入運用業務

## 2 適用範囲

本仕様書は、八尾市(以下「市」という。)が発注する「八尾市生成AI導入運用業務」に係る業務を行う場合において適用される主要事項を示すものである。

## 3 業務の目的

生成 AI の利活用について、市の職員(以下「職員」という。)の業務効率化を進めるために市専用の有料サービスの導入を目的とする。

## 4 契約期間

令和8年3月1日から令和9年3月31日まで(長期継続契約)

## 5 履行場所

市が指定する場所

## 6 契約に係る要件等

契約期間中、職員がインターネットに接続されている一般事務職員用端末(以下「端末」という。なお、市は自治体の三層分離における「β'モデル」を採用しており、端末はインターネット環境に属している。)から、機密性を有する情報を取り扱うことができる安全な基盤上(なお、市においては基本的に一定以上の機密性を有する情報の取り扱いは行わない想定ではあるが、求める仕様としては、機密性が高い情報を取り扱うことのできる環境である。)で、ChatGPT-5に相当する性能を持った大規模言語モデル(LLM)を複数選択及び利用できる生成 AI サービス(以下、「サービス」という。)の提供かつ利用するための運用支援を行うとともに、提供当初に職員がサービスの機能や利用方法を理解し、効率的な業務遂行ができるようになることを目的とした研修を実施すること。

### (1)提供を求めるもの

サービスにて言語モデルは使途に応じて複数言語の利用が可能であり、GPT-5 mini、Gemini2.5 Flash thinking、Claude 4.5 Haiku のいずれかと同じか、それ以上の性能を持つ言語モデルが文字数無制限に利用できること。また、GPT-5.2 を選択して使用でき、月間 500 万文字以上使用でき、インターネットに接続可能な端末からサービスを利用できること。

また、音声認識、画像認識、自然言語の指示文でプログラミング(Python)によるファイル処理、データ分析ができる機能を有する言語モデルが利用でき、ツール/エージェント機能があり、ウェブ検索/プレゼン資料作成などのツール群を複数利用することができ、

より高度な指示を実施させることができること。

## (2)利用者・利用条件など

- ①メールアドレスに基づくアカウントを無制限に作成できること
- ②サービスの利用に際し、市が作成したデータ類(以下、「独自データ」という。)を参照できる機能を有していること
- ③利用できるユーザーは、職員に限定または制限ができること

## 7 業務の範囲

本委託業務の範囲は、事前準備、設計、構築、動作検証、各種書類作成、契約期間中におけるサービスの提供及び運用保守・サポート(職員向け研修等を含む)の実施とする。

## 8 業務の内容(要件等の詳細)

### (1)サービス提供の基本要件

#### ①基本情報

##### i.利用ブラウザやサービス環境について

- 1.クラウドサービス(SaaS型)であり、大阪府が運用する自治体情報セキュリティクラウドを経由して、インターネット接続している端末からサービスが利用できること
- 2. Google chromeなどの一般的なブラウザを用いてサービスを利用できること
- 3.原則、24時間365日利用可能(※計画された定期メンテナンス等は除く)であること
- 4.サービス稼働率は、定期メンテナンスの時間帯を除き 99.9%以上であること
- 5.サービスのレスポンス低下などが発生した場合で、受注者側で対応しなければならない内容である場合、その対策やサービスに係る更新等が講じられること
- 6.データの管理について、定期的にバックアップがとられていること

##### ii.サービスで利用可能な大規模言語モデルの水準等について

- 1. ChatGPT-5 以上の性能を保有するモデルが使用できること
- 2.入出力情報及び独自データが学習に利用されないこと
- 3. ChatGPT の他、Gemini 、Claude 等の複数の LLM の利用が可能であること
- 4.サービスで使用するサーバ及びデータの保管場所は、日本国内に限定すること  
(ただし、使用する生成 AI モデルのリージョンを除く。)
- 5. GPT-5.2 等を選択して1月に 500 万文字の利用ができるものとし、当該文字数を消費するまでは追加費用を支払うことなく利用できること
- 6. ChatGPT-5 mini、Gemini2.5 Flash thinking のいずれかと同じか、同等程度の性能を持つモデルが文字数無制限で利用できること

### iii. 対話機能について

1. サービス画面で対話形式(チャット形式による)にて AI に質問できること
2. 質問の回答を対話形式(チャット形式による)にて得られること
3. 過去の対話履歴を引き継いだ状態での質問ができること
4. 対話履歴を他のアカウントにシェアできる機能があること
5. 生成された回答を画面上でコピーやテキストとしてダウンロードができること

### iv. 市の独自データを読み込ませる学習機能(RAG 機能)について

1. 市の独自データを学習させた状態で文書の生成が可能なこと
2. 独自データをアップロードできる容量は 100GB 以上とすること。また、容量内のアップロードが可能なファイル数は無制限であること
3. 独自データを参照した場合、その参照元を表示できること
4. csv ファイルを読み込ませた際に、その内容に係るデータ・数的な分析ができること
5. 独自データとして登録可能なファイルは次の形式を必須とし、登録可能な1ファイルの容量が 10MB 程度は可能であり、複数の登録が可能であること  
必須の形式: テキスト、Word、CSV、PDF、PowerPoint、Excel
6. 登録した独自データが論理的または物理的に他の契約団体と分離されていること
7. 管理者は独自データのアップロードや削除等の管理権限を有していること
8. 管理者は独自データごとに任意のグループを設定でき、その任意のグループの利用者に対して一定の権限を付与できること
9. 運用・保守・サポート
  - ・アカウントの管理  
アカウントの初期登録および職員の異動等に伴う変更管理を行う。
  - ・プロンプトの随時作成・周知  
国からの新たな交付金発表などの特定の機会において、自治体業務に適応可能なプロンプトを作成し、その利用を促進するための周知活動まで行う。これはサービス利用者からの随時の要望に応じるものではなく、あくまでも特定の機会に合わせてサービス提供側から能動的に行うものであることとする。
  - ・RAG 機能の管理  
RAG 機能の利用に必要な以下の管理業務を行う。
    - ・データフォルダの作成
    - ・データフォルダのアクセス権限の設定
    - ・データフォルダへのファイルアップロード

### v. プロンプトのテンプレートについて

1. 標準で装備されているプロンプトのテンプレートを自由に使うことができ、登録されているプロンプトの更新が定期的に行われていること

- 2.サービス提供開始時からプロンプトテンプレートがすぐに利用できること
- 3.通常の回答チャネルと独自データの回答チャネルの双方でプロンプトのテンプレートが使用できること
- 4.プロンプトのテンプレートは、使用目的に応じたカテゴリ分けがされていること

## ②アカウントの認証方法

- 1.サービスの利用に必要なアカウントはメールアドレスでの登録によることとし、そのアカウント作成に上限数がないこと
- 2.同時にサービスにアクセスする場合、30人は同時アクセスがされること
- 3.IPアドレスでのアクセス制限ができること
- 4.サービスにアクセスしているアカウントが一定期間動作していない場合、自動で排他ができるような機能を有していること

## ③管理画面(管理者の権限)

### i.利用者権限の管理

- 1.システム上で一括してアカウントの登録を行うことができ、グループや権限の付与といったアカウントの管理機能を有していること
- 2.管理者権限はすべての利用者に係る権限を包含していること
- 3.サービスにおけるアカウント種別として管理者・一般ユーザーの他、独自データを編集できる任意の権限やグループを別に設定することができること
- 4.アカウントの無効化や制限をかけることができること

### ii.サービス利用内容の分析

- 1.日付や期間を絞ってサービスの利用状況や利用人数を把握できること
- 2.利用状況等の分析結果をグラフ等で表示できること
- 3.サービス利用状況を基に業務効率化に資するデータを可視化できること

### iii.文字利用数の表示

- 1.任意の期間における使用モデルの文字消費数を取得できること
- 2.文字数の制限について警告やメッセージを発するような機能を有していること

### iv.データの閲覧や出力

- 1.サービスに入力されたデータを閲覧できること
- 2.全体の使用量について利用に係る統計情報をグラフとして出力できること
- 3.日付や利用者ごとにデータログを出力できること

### v.プロンプトテンプレートのカスタム

- 1.管理者が独自で市専用のプロンプトテンプレートを実装して登録できること
- 2.作成したプロンプトテンプレートを編集できること
- 3.プロンプトテンプレートが更新された際、サービスに追加できること

vi. 禁止事項や制限

1. 市独自に禁止とする NG ワードや禁止事項を登録できること
2. 個人情報などの機密情報を使用した場合はブロックするような機能を有すること
3. 個人情報と思しき文体が利用者によりチャットに送付された場合、それを検知できること

④ 受注者によるサポート体制

i. 利用者マニュアルの提供

1. 管理者及び利用者が利用できるサービスの操作マニュアルを提供すること

ii. 導入後研修の実施

1. サービスの操作方法と活用方法等に係る「①初期導入研修」を実施すること
2. サービスの利活用等に係る「②プロンプト・RAG 研修」を実施すること
3. 研修の実施にあたっては、次のとおりとする
  - ・前項及び前々項の研修はオンライン(オンデマンド配信)での実施とし、その対象人数や受講可能期間に制限がないこと(ただし契約期間中に限る)とする
  - ・研修内容は後日、庁内で共有を行うことを想定しており、研修資料や研修動画を提供すること

iii. その他サポートの実施

1. サービスの運用について、発注者と受注者間での定例的なミーティング(※実施手法は問わない)を実施すること
2. サービス開始にあたり、生成 AI に対する知識や経験を有する者を従事させること
3. サービス開始後、サービス内でのチャットツール等及びメールなどの電子的な連絡手段(問い合わせ窓口)を設置し、管理者及び一般ユーザー(利用する職員)からのプロンプトの相談も含む、直接の問い合わせにもリアルタイムに対応できること
4. 市がサポートを求める時間について、市の営業時間中(平日 9:00-17:00 を想定し、土日祝及び年末年始(12/29~1/3)を除く)はリアルタイムでの対応ができる
5. 生成 AI 導入/サポート実績が、地方公共団体等で 30 団体以上有していること

⑤ 料金体系等

1. サービスの利用料金について月額定額制であること
2. 独自データのアップロードはサービスの範囲内(無償)で利用できること
3. 支払いは、1ヵ月単位で請求書(媒体は問わない)による請求することとし、日本円にて行い、外国為替レートの影響を受けないこと

⑥ セキュリティ要件について

1. 情報漏洩を防止するため、入力情報等が機械学習に利用されないよう措置を行つ

ていること

- 2.ISO/IEC27001 の認証を受けていること
- 3.入力した情報や生成した回答について、発注者以外が閲覧・保存できないこと
- 4.サービスを提供する主体は、国内にその所在地を置き、当該について一般的に求められるセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること
- 5.保存されたデータの取り扱いについて、日本国の法律で保護されること
- 6.サービスは八尾市情報セキュリティポリシー(八尾市情報セキュリティ規則及び八尾市情報セキュリティ対策基準)に適合していること
- 7.サービスのアクセスログは最低1年間保管されること。また、市等からのアクセスログの提供依頼に対して、可能な限りで速やかに提供できること
- 8.サービス提供終了後は、速やかに市に係る情報資産は廃棄できること

#### ⑦その他

- 1.サービスの UI については直感的でわかりやすく表示されており、操作に特別な知識(例えば、コマンドを入力しないと利用できない等)を必要としないこと
- 2.導入しようとするサービスは、複数年のサービス稼働実績を有していること

### (2)事前準備

市のネットワーク環境で端末を用いてサービスを利用するため、アクセス設定などの必要な準備作業を行うこと。なお、システムの設計にあたっては、詳細な要件等については市と協議の上、決定し、市の承認を得ること

### (3)サービスの動作検証

- ・構築した利用環境にてサービスの動作検証を行うこと
- ・動作検証の結果、不具合等が判明した場合には、速やかにその改修等を行うこと。また、改修等の完了後、速やかに動作検証を再実施して不具合を解消したもの提供すること

### (4)各種書類作成

以下の成果物を、それぞれ発注者が指定する期限まで紙またはデータで市へ納入すること。なお、成果物の内容については、事前に市の承認(会議録データ類として納入する場合を除く)を受けること

成果物	提出期限等
操作手順書・管理運用マニュアル	契約後 30 日以内にデータ等で提供
業務完了報告書(毎月)	翌月 10 日※までにデータ等で提出 ※前月分の請求書と同時に提出すること

### 9 予算措置に伴う契約解除について

本契約は、長期継続契約を締結することができる条例の適当を受けるものであり、発注

者は翌年度において発注者の歳出予算における本契約の契約金額について、減額又は削減された場合には契約を解除することができるものとする。なお、受注者はこの契約が解除された場合において損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

## 10 その他の留意事項

- (1)支払方法については、改めて発注者と受注者において打ち合わせをすることとする。
- (2)受注者は、本仕様書及び関係法令等を遵守し、市と連携を密にして業務の進捗を図ることとする。
- (3)受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することができる。
- (4)受注者は、業務の履行に当たって個人情報を取り扱う際は、八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月21日八尾市条例第32号)に基づき、その取扱いに十分注意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努める。
- (5)受注者は、業務の実施に関して知り得た個人情報及びその他の秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。なお、委託業務終了後においても同様とする。
- (6)本業務における成果物に係る著作権は、原則として発注者に帰属することとし、発注者は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保する。
- (7)その他、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行い、その解決を図るものとする。

以上